

令和3年度第18回稲敷・龍ヶ崎地方 3組合経営検討幹部会議会議録

と き 令和4年3月28日(水) 午後2時
ところ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合会議室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 令和4年度のスケジュールの確認について
- (2) 令和4年度の3組合統合に向けた協議の組織体制について
- (3) その他

3 閉 会

出席者

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小 杉 茂 事務局長
古 手 憲 夫 事務局次長
松 本 毅 参事兼施設課長
岩 橋 勇 生 総務課長
岡 野 恵 之 総務課長補佐

龍ヶ崎地方衛生組合

荒 井 久仁夫 事務局長
杉 山 晃 事務局次長
風 見 光 三 参事兼総務課長
浅 野 大 樹 総務課主査

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁 谷 明 宏 事務局長
齐 田 典 祥 事務局次長兼管理課長
坂 本 操 消防長
永 井 貴 史 消防次長兼総務課長
根 本 成 壽 管理課長補佐
坪 井 智 彦 管理課主査兼管理係長

傍聴者

椎 名 貢 江戸崎地方衛生土木組合副参事

午後1時52分

○風見 衛生総務課長 本日はどうもお疲れ様でございます。

それでは、ただいまから令和3年度第18回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議を開催いたします。

協議に入る前に資料の確認をしたいと思います。資料は25日にメールにて送信したものにになります。

まず本日の会議次第、次に出席者名簿。資料1としましてエクセルのシート、2つのシートになったファイル。3組合統合・複合化（新組合設置）計画工程表（案）が1枚ありまして、別のシートで論点整理ということで、3ページにわたっているものがございます。これで1つ。

次に資料2といたしまして、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会の組織体制（案）というものがございます。PDFで2ページになっていたものがございます。1枚が組織図で、参考ということで市町村担当課の一覧が1枚。

資料3といたしまして、協議会規約の案。こちらが4ページになっております。

資料4といたしまして、3組合統合・複合化に向けた今後の検討事項ということで、これは以前、塵芥さんのほうから出していただいた資料をもう一度改めて今回出しております。以上となりますがよろしいでしょうか。

それでは、協議に入りたいと思いますが、ここからの進行は荒井局長にお願いしたいと思います。

○荒井 衛生事務局長 それでは、協議に入りたいと思います。

1月の13日以来、2ヶ月くらい空きましたけれども、それぞれの組合、議会等もありましたが、来年度にしっかりと繋げていくため、協議のほうを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議ですけれども、新年度を控えまして、令和4年度の取組等について確認をしていきたいと思っております。

これまでの令和5年4月1日の新組合設置を前提としたスケジュールとなりますが、先月25日の管理者等会議での協議では、正副管理者から様々なご意見もありましたので、あらためて新組合設置までのスケジュールや協議体制について、3組合で共有していければと思っております。

また、本日の協議結果については、5月6日開催予定の管理者等会議の議題とし、8市町村の首長さん方に協議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議に入ります。まず、協議事項（1）令和4年度のスケジュールの確認についてです。

新組合の設置は、これまでの計画に記載のとおり、令和5年4月1日を目標に進めていく前提で来年度のスケジュール案を作成していただきましたので、まずは説明をお願いしたいと思います。塵芥の岡野補佐お願いします。

○岡野 塵芥総務課長補佐 それでは、資料1について説明をさせていただきます。1枚目が工程表（案）となりますが、来年度、令和4年度を軸としまして、一番上、右側の緑の丸ですね、令和5年度の4月1日の統合・複合化を目指すという前提条件でのスケジュールを作成してみたところですよ。

この令和5年4月1日を目指すにあたりまして、そこから逆算しまして、紫の丸、市町村議会のところですが、議会のほうに上程するタイミングは12月になるかと考えてみたところですよ。そちらの理由としては、この議案については規約がその一つに入りますが、そこに新組合の議員数、龍ヶ崎から何人、利根町から何人など議員数を盛込む必要があります。そちらの議員数が、今後どのように協議で決めていくのか、協議の期間によっては12月の議会に間に合うか、もしくは先延ばしになるかというのも考えられますが、ぎりぎりのタイミングですと12月議会になると思っています。

そのため、紫の丸につきましては、早ければ6月のところに紫の丸がありますが、市町村のほうでは6月、9月、12月、3月と年4回定例会がありますので、全員協議会の場で、まず計画の案、前回、構成市町村をまわって説明して、修正した部分。まだ議員さんたちは見ていない部分だと思いますので、計画の案を説明するのと併せて、今後の議員定数の件について、この時期からスタートというのを踏まえてのスケジュールを考えてみたところですよ。

6月の説明から始まりまして、下のオレンジの矢印、6月、7月、8月と協議をしながら、協議の状況に応じて9月の市町村の議会定例会のほうに途中報告などを行いまして、さらに協議を行って、10月までに協議がまとまれば議案としてまとめて、12月の定例会に議案で出すという形で令和5年4月1日の統合を目指すような議案上程のタイミングから逆算した内容を考えてみたところですよ。

市議会を軸としまして、一番上は全般であったり、茨城県との調整、管理者等会議、組合の議会、そういった形を市町村議会を軸として、どのような形で行うかというスケジュールを組んでみたところですよ。

それと付随しまして、下の経営検討委員会というのは、前回の管理者等会議で取手の藤井市長から、構成市町村の方にも協力してもらって今後専門部会を立ち上げてやっていったらどうでしょうということだったので、①から⑥まで内容を分けさせてもらったところですよ。

そのなかで①の組織であったり、②の給与、③の分担金、こちらについては令和5年4月1日の時には新体制になっている前提条件なので、検討する時期としては10月いっぱいまでという形でオレンジの線を引いております。例規についてはもう少し猶予があると思

いますので、1月までの協議期間としています。

⑤のごみ処理の広域化と⑥の斎場事務の複合化につきましては、いつまでという結論が難しいと思うので、矢印は一番長く設定しています。

全体的なスケジュールはこのような形ですが、このなかで特に確認したいと思っているのが2枚目以降となります。

3組合の統合・複合化に向けた論点整理（案）として、まず総論。令和5年4月1日の統合・複合化を目指した場合、全体スケジュールは工程表（案）のとおりでよいか。いろいろな会議、管理者等会議もありますし、協議するタイミングなども工程表のとおりでよいかはまず1点。また、管理者等会議の意見を踏まえて、専門部会をいくつ設置するかというのが、総論の論点として書かせてもらいました。

次に各論としまして、管理者等会議での決定をいつするのか。先ほどのスケジュールと関連しますが、1枚目の工程表ですと7月のところに黄色の丸をおいてあります。6月の構成市町村の全員協議会などで3組合の統合計画案を概ね理解をいただけたら、その内容を管理者等会議で報告して決定という形を案としています。

それ以外に、管理者等会議のほうでは新組合の名称を検討していくと含みを持たせた形なので、名称をどうするのか。また、専門部会の内容についても適時報告であったり協議する形となると思います。

次に議会のほうですが、こちらも案ですが、仮称としまして新組合議員定数協議会という形で新組合の議員さんを決めてもらう協議会を立ち上げることも案として出しました。内容としましては、構成市町村、8市町村の正副議長に説明を行って、ここでは構成市町村から2名の議員さんを出してもらって16名で協議を行う。そのなかで、計画では半程度としていますが、新組合の議員数を3組合であったり事務局主体ではなく、議員さん主体で協議をしてもらう。議員さんで協議してもらった内容については、また構成市町村の全員協議会で適宜報告していったりもありますし、協議するための資料の作成はこちらでするものかと考えております。協議状況によっては、令和5年4月1日が後ろに延びることもあるかと考えております。

次に経営検討委員会です。管理者等会議の意見を踏まえまして、6つの専門部会という形で書いております。資料の3ページになります。1つ目全体会としまして、経営検討委員会、構成市町村の方に来てもらっていますが、いくつかグループを分けるにあたりまして、全体に関わることは市町村の企画部門の方に来ていただきながら、3組合の統合・複合化にかかる全体的な補助・支援、また、庁内での調整であったり首長との調整などをしていただく。協議が整った際には議案などを作成し、それぞれの市町村の議会のほうに上程していただくことを全体会にお願いすることを考えております。

次に①組織としまして、こちらは計画案には新組合の組織のことを書いてはありますが、この内容をさらに協議していただくこともあるかと考えております。そのなかで①と

して、以前から提起していますが、企画財政課、特に8市町村の分担金で賄われるため、8市町村に恩恵があるようなどういった業務をここでやるのか。また、広域化のプロジェクトチームも今の計画案ですと新組合が設置・設立されたときに3人となっていますが、こういった形でスタートするのか、若しくは別な形でスタートして、協議が整っていき次第プロジェクトチームを立ち上げるのか。こういったところが協議して改善していくところかと考えています。

②の給与につきましては、市町村では特に人事部門の方に協議をしていただければと考えています。そのなかで特に考えているのが、①が級の役職との相違。こちらは前回の管理者等会議で阿見町長が言われていた内容が該当します。また②の地域手当の違い。こちらも3と9で当面という話でしたが、改めて再度協議ということで議員さんから話があったので書いているところです。

③の分担金については、市町村では財政部門の方に協議をいただければと思います。こちらも計画のほうでは案の1、案の2という形で統合に伴い市町村の分担金がどの位削減できるのか算出していますが、算出方法の考え方であったり、統合した1年目だけでなく、2年目、3年目、4年目以降もどのような形の分担金の運用ルールでいくのか協議していただければと思います。

④の例規につきましては、法制部門の方にご協力いただくことを考えております。こちらも基本的には、新組合の例規の改正は組合で行うことが主体であると考えておりますが、必要に応じて市町村の方に協力を依頼する形になるかと思っております。

また、それ以外のところで市町村がもっている例規、条例や規則・要綱がありますが、そのなかで組合名が書かれているもの、明記されているものについては、構成市町村に漏れないように改正などもお願いできればと考えております。

4ページになります。⑤ごみ処理の広域化、⑥斎場事務の複合化、こちらについては協議が長期間になることが想定されるため、協議体制の整備ができればと考えております。

最後になりますが、構成市町村の方に何かを依頼するにあたっては、こういったことを協議してもらいたいと明確にしたうえで構成市町村の方に話をしないと、市町村の方も何をすればいいか分からないと思うので、具体的にどういった内容をお願いしたいかといのは3組合のほうで協議したうえで構成市町村の方をお願いする形にしないと、協議がなかなか進まないと考えております。

スケジュールの説明については以上となります。

○荒井 衛生事務局長 ただいま説明がありましたが、これから詳細な部分について協議をしていくうえで、当初考えていた構成市町村の6月議会への議案の上程は厳しいと考えております。

また年末ですね、稲敷市で首長選挙、市議会議員の選挙が予定されておりますが、この資料にもありますように、12月の構成市町村議会に間に合えばと思っております。

ただ、それには議員定数等の協議がスムーズに進捗していることが条件になりますので、その協議の進捗状況によっては、このスケジュールにも影響が出てくるかもしれません。

このスケジュールについて、何かご意見等ありましたらお願いします。

○小杉 塵芥事務局長 特にありません。

○荒井 衛生事務局長 次に、協議事項（２）令和４年度の３組合統合に向けた協議の組織体制についてです。

現在、８市町村の首長には衛生組合の管理者等会議の中で、３組合統合に関する協議をしていただいておりますが、来年度は構成市町村の協力を得て具体的な協議を行い、その意思決定機関として、３組合の正副管理者、８人の首長で構成する任意の協議会の設置を提案したいと思っております。

本日は協議会設置に関する資料をお配りしております。

これは、あくまで案ですけれども、本日協議していただいて、修正等を行い、管理者等会議へ提案していきたいと思っております。

それでは資料の説明をお願いします。

○浅野 衛生主査 資料２と資料３をお手元にご用意ください。

まず、資料２ですが、稲敷・龍ヶ崎地方３組合統合・複合化協議会の組織体制（案）としております。

組織図の一番上にございます協議会は、３組合の管理者により規約を締結していただき設置します。協議会のメンバーは３組合の正副管理者、８人の構成市町村長とし、会長には母体となる稲広組合の管理者に就任していただき、衛生、塵芥、両組合の管理者に副会長をお願いできればと考えております。

次に、協議会の下に分科会と幹事会を置いております。左から、まず組織・人事・給与分科会は行政組織及び人員配置に関することと、給与制度に関することを担当していただき、構成メンバーは、構成市町村の人事担当課長と３組合の幹部職員としております。こちらは、母体となる稲広組合さんに主導していただければと考えております。

次に、財政・管財分科会は経費支弁に関すること、つまり負担割合です。そして、事務所の整備に関すること、こちらは費用も発生することになると思っております。そして、財産管理に関すること、こちらは基金も含めた３組合の財産処分などです。こういったことを担当していただき、構成メンバーは、構成市町村の財政担当課長と３組合の幹部職員としております。こちらは、主たる事務所を塵芥組合さんの事務所としておりますので、塵芥組合さんに主導していただければと考えております。

次に、法制分科会は、例規の整備や議案の調製を担当していただき、構成メンバーは、構成市町村の法制担当課長と３組合の幹部職員としております。こちらは、母体となる稲広組合さんでの作業が必要となりますので、稲広組合さんに主導していただければと考えております。

次に幹事会ですが、構成市町村議会への説明の調整など、統合に向けたスケジュールの管理や各分科会の活動の進行管理など調整を担当し、構成メンバーは、構成市町村の広域行政担当課長と3組合の幹部職員としております。こちらは、これまでの3組合経営検討委員会に当たるもので、これまで同様8市町村で構成される衛生組合が担当していきたいと考えております。

次に、協議会の下に附属機関として、これまで同様3組合間での調整のための幹部会議を置き、また、協議会の事務局もこれまで同様衛生組合としております。

次に、資料3をご覧ください。

3組合の管理者に締結していただく協議会規約の案をご用意いたしました。1ページの真ん中より少し下になります第3条ですが、協議会の協議事項がございます。まず、現時点では、まだ案となっております稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画に関する事項。次に、3組合の統合及び複合化に関する連絡及び調整に関する事項。次に、3組合の統合及び複合化に関する情報の提供に関する事項。そして、前3号に掲げるものの他、必要な事項としております。

次に2ページの真ん中、第8条、会議等がございます。協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となるとしております。協議会は、これまで同様8人の首長さんが揃う衛生組合の管理者等会議に合わせての開催を想定していますが、その場合であっても、管理者等会議を閉じ、改めて会長に協議会として仕切り直していただくこととなります。

次に、第10条において幹事会の設置、第11条において分科会の設置を規定しており、3ページになりますが、第11条第2項、分科会の名称及び分掌する事務は4ページの別表のとおりとしております。

第12条が事務局の設置で、第2項において衛生組合に置くとしており、第13条において附属機関として幹部会議を設置しております。分科会や幹部会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めることとしております。

次に、第14条の経費ですが、費用は衛生組合の予算から支出するとしておりますが、ただし書でその費用は3組合が3分の1ずつ分担するとしており、稲広、塵芥、両組合さんから負担金としていただくことを想定しております。

また、例規やシステムに係る費用は稲広組合さん、事務所の整備に係る費用は塵芥組合さんでそれぞれ予算を執行していただくことになるかと思いますが、それらの費用も同様に分担する必要があると考えております。説明は以上です。

○荒井 衛生事務局長 ただいま説明がありましたが、先程のスケジュールの協議の資料とは分科会の設置の部分が異なっております。今回の資料では、3組合それぞれの役割によって分科会の設置を想定しております。

この協議会の設置案に関して、何かご意見等ありましたらお願いします。

○澁谷 稲広事務局長 イメージは分かりましたが、市町村の協力が重要なので、基本的

にはこういうことやらなきゃいけないなというのは認識しています。なので、首長さんたちのご意見が重要かと思います。うちの管理者が会長というのがあるので、話してないので、5月6日まで微調整しながら骨を決めてもらって、いずれにしても項目これだけやるしかないのは認識できますので、あとは組合せとか、同時進行もあったり、それを調整したり、連携が必要になってくると思います。

自分たちは、阿見町との広域化でやってるんで、例規も膨大な量になると思うんですね。なので、5月6日でゴーサインが出たら、議会の説明と並行して様子みながらやらないと4月1日の着地点に間に合わないはずなんで、うちが母体となるなら、うちの議会で全部やるしかないのも認識してますので、ご協力いただきながら説明していかないと、経営検討委員会の皆さんも若干認識はあるでしょうけど揉んでもらって、課題として十分認識できましたので、こういう形でいかないと間に合わないかなと思います。以上です。

○荒井 衛生事務局長 本来なら今日の幹部会議で経営検討委員会、管理者等会議で話して話をしていく。それが順序だと思うのですが、今日の会議に際しまして、取手市長、牛久、龍ヶ崎の3市長には、これは大分修正入ってますけれども、説明をしてきました。

あと議員定数。数字だけになってしまっているんですけど、それについても若干ですけど説明してまいりました。この後資料を配りますけど、3市長にも見せてきました。反応があったのは龍ヶ崎市長さん。定数に関してご意見をいただきました。

○澁谷 稲広事務局長 だって多いもん。塵芥さんが。うちの鴻巣議長も、塵芥さんが8で、うちが5で衛生が4でしたっけ。それが減っちゃうねって。

○荒井 衛生事務局長 特別議決の要件は外したんです。極端に龍ヶ崎市が人数増えちゃうんで。まずはそれ除いて出してみようということで。反応をみよう。

特別議決入れたのを藤井さんには見せたんですけど、「これ極端すぎない、龍ヶ崎多くない」と言われたので、まずはまっさらな状態で、普通の理屈での数字を提示して反応をみようかなと。

ちょっと心配なことが、議員の数のひとり歩きがでてくる可能性があると思いましたが、あまり間をおかないで30日、31日、4月1日にかけて残りの5市町村まわって同じ情報を提供していきたいと思っております。まずは首長さんに知ってもらわないとまずいかなと、そのことは藤井管理者にご理解をいただいてまわることにしております。

それで、稲広が母体になるものですから、重要な協議事項を担当していただくことになってしまうんですけど、そこは横の連携でフォローできるような体制にもっていければなと思っています。

ごみの広域化と斎場事務の複合化に関しましては、組織・人事・給与分科会のほうにおしてやっていければなと思っております。

まずは協議会を設置していくこと。いついつまでに設立していくスケジュールを明確にしていきたいなと思っております。そこに広域化に関する、複合化に関する具体的な

的な協議をいれてしまうと、協議の内容が拡散してしまいますので、そこは協議会の役割を絞っていききたいなと思っています。岡野補佐の案には斎場とごみ処理と専門部会のほうにありましたけれども、説明資料のほうには明確な表現は避けたところですよ。以上です。

○岡野 塵芥総務課長補佐 協議会は新たに作るのか、経営検討委員会を廃止して規模を拡大するのか。この協議会はさらに新しく作るのか、今ある組織を見直して協議会にするのかどちらですか。

○荒井 衛生事務局長 これは新たな組織になりますね。

○岡野 塵芥総務課長補佐 経営検討委員会は残るんですか。

○荒井 衛生事務局長 名称を変えて残していききたいなと思っています。

○岡野 塵芥総務課長補佐 これに吸収されるなら、経営検討委員会はなくなるということですか。

○荒井 衛生事務局長 そういうことになりますね。

○岡野 塵芥総務課長補佐 経営検討委員会はなくなって、協議会のなかの幹事会とかそういうところが今の経営検討委員会になって、それにプラス首長たちが入ったトップの協議会になる。

○荒井 衛生事務局長 上部の機関になる。ここにあるように広域行政担当課長さん、企画調整担当課が市町村の担当課になると思うんですが、場合によっては広域化に関すること、複合化に関することなども協議として必要であれば、そこに担当課長が入った協議ができるようにしていきたいなと。

○岡野 塵芥総務課長補佐 そうしますと協議会に、そもそも論になりますけど、協議会を立ち上げるのことにに関して3組合で協議するのかわからないのか。部会のほうも3つにするのか別にするのかという協議をするのかはどうなのでしょう。

○荒井 衛生事務局長 そこは首長さん方に事前にある程度話をして、5月6日でこの協議会、ちょっと乱暴かもしれないけど、立ち上げていききたいなと思っています。

その前に経営検討委員会、これは4月中に、中旬頃ですかね、やっていききたいなと、市町村に説明していききたいなと思っています。

○岡野 塵芥総務課長補佐 経営検討委員会は最後の経営検討委員会で、解散して協議会。

○荒井 衛生事務局長 はい、そうなりますね。協議会に移行する。

○岡野 塵芥総務課長補佐 先ほど、ごみのほう入っていないと言っていましたけど、資料2の裏面に環境担当と入っている。これは。

○荒井 衛生事務局長 これは参考資料ですね。人事・財政・法制あとは環境担当は分科会には入ってきませんが、幹事会のほうで必要と判断があれば幹事会のほうで、最初の3つの分科会から外れてしまいますが、幹事会のほうで拾って話し合いができるかなと思っています。

○岡野 塵芥総務課長補佐 外れているのが気になったのが、龍ヶ崎議会のほうで、3組

合の統合について萩原市長が答弁してましたけど、ごみ処理のほうも今後、費用なども出てくるから協議をしていきたいというような趣旨の市長答弁だったと記憶しているので、そのなかで最初から外してしまっていると、龍ヶ崎が考えていることと今からやろうとしていることが乖離しているように思います。

○荒井 衛生事務局長 そこは繰り返しになってしまいますけど、まずは統合に向けた考えを優先していきたい。必要に応じて幹事会で拾ってやっていければなど。

○澁谷 稲広事務局長 現実的には今、経営検討委員会が存在しているので資料1の工程表の案が一つあります。5月6日からは資料2で新たな協議会が発足するので、それに合わせて工程表を変えていく必要があるということですよね。

○荒井 衛生事務局長 そのとおりです。

○澁谷 稲広事務局長 分かりました。

○荒井 衛生事務局長 それは必要になってくると思います。

○澁谷 稲広事務局長 さっき言った岡野さんの話が、入っているけれども、これをどこかの分科会に加えると。

○荒井 衛生事務局長 組織・人事・給与とありますけど、そこで役割を決めていければなど思っています。

○岡野 塵芥総務課長補佐 それぞれの分科会のなかで、担当事務に書いてありますけれども、例えば例規の整備に関することであれば、8市町村の法制部門の人に新組合の例規をどういふお願いをするんですか。作ってくださいと言っても向こうは作ってくれないと思うんで

○荒井 衛生事務局長 考えているのは、稲広さんに参加をしてもらって、まずは例規、自分のところは動かないわけですから、塵芥と衛生独自の例規を全部吸収してもらおう。給与関係は統一したものに改正してもらおう。組織もそうですね。行政組織、条例になるのか規則になるのか分からないですけど、とにかく稲広さんのほうで主体になって例規のほうもやっていただくと考えています。

当然、人的な部分、業務のほうも普段の業務をやりながらの作業になりますので、衛生組合でフォローできるものはやっていきたいなと思っていますし、その辺の確認を構成市町村とやりながら、一緒にやっていければなど。

給与体系なんかも構成市町村で意見をお持ちの方もいらっしゃるみたいなので、そこは議論しながら最終的な給与体系はこういうふうにしましょうということを決めていきたいなど。そんな感じですね。

事細かにイメージできているわけではないので、市町村の意見を取入れながら、改正主体は組合でやっていく。

○岡野 塵芥総務課長補佐 構成市町村に何をお願いするかというのは、まだ固まっていない。

○荒井 衛生事務局長 固まってないです。

○岡野 塵芥総務課長補佐 4月の経営検討委員会までには固めるということですか。

○澁谷 稲広事務局長 取手市長がね、力量のことも心配されているんでしょうけど、手伝ってもらえという雰囲気だと思うんですよ。なので、どれをお願いするかというのもこれから探して、お願いするしかないと思うんです。

例規は、管理者が龍ヶ崎市だったので、龍ヶ崎の法制のほうに随分お世話になって、間違ったら大変なので、そういうのは経験上ありましたね。あとは作ってもらうか。予算化して、応分の費用負担を3組合でやるとか。

これもまだ、漠然として始まったばかりなので、いずれにしても通常業務もあるので、市町村に受けてもらえることは願います。できないことは外注する。外注することはお金かかるのでみんなで負担するという形で、もう少し時間かけながら分析していかないと難しいと思うので、ただ集めてこれどうですかではなく、こういうことをやっていくので、分科会のなかでも代表者みたいな、この部分は取手市さんに、この部分は龍ヶ崎市さんに、この部分は牛久市さんというふうに、代表市に願いますようになっちゃうと思うんですよね。今申し上げた3つは管理者の市なので、今までは3組合の管理者がお一人だったので窓口的に良かったんですけど、ここはナーバスなこともあるので、5月6日まで少し研究して、ゴー出たらどうするかというのは。なるべくはお金かけずに、やはり評価してくれるところがないとしょうがないので、特に法制は。

○岡野 塵芥総務課長補佐 4月の経営検討委員会前に、こういった幹部会議で、前回決まっていなかったけれどもこういうものを出したいという場合は新年度に予定しますか。

○荒井 衛生事務局長 幹部会議。

○岡野 塵芥総務課長補佐 4月に経営検討委員会やるって言っていたので。

○荒井 衛生事務局長 その話をしようと思って。協議会を設立して検討していきたい。まずはその話をして、了解をもらえればなど。細かいやり取りについては、その次ですね。発足した後に開かれる各分科会で、組合であらい出した課題を市町村に投げかけて、意見をもらうなりして、組合として各分科会で責任をもって実務を行って処理していくというふうに考えています。

まずは4月に開かれる3組合の経営検討委員会は、今日と同じような内容で進めていきたいなと思っています。同じような質問が出るでしょうね。何やるんですかってね。

○澁谷 稲広事務局長 協議会ができればこれにいきますよ。現実的にはまだ、経営検討委員会しかないなので、そこで規約の了承をとらないと次に進まないのではという形でいくしかないですね。それで了承されたら、資料1のいろいろな経営検討委員会のやつを協議会の下に分科会でやりますというのをお示しして了解をとらないと。

それで、岡野さん言うとおりの何をお願いするか、組合から要求されないといけないよと言うと思います。

○岡野 塵芥総務課長補佐 市町村の立場からすると、やって欲しいことが明確でないとい何をやればいいのか分からないですよ。

○澁谷 稲広事務局長 お願いしろということだと思っんですよね。管理者たちは。専門があるんだからお願いしろということで、取手市長は分科会作れということで、組合だけで作って了承式じゃなくてという話だと思っんですけど。

○荒井 衛生事務局長 あんただけでは出来ないでしょとまで言われたので。そこは力を借りながらやるしかない。組合では何をやる、市町村には何を願っするというを、協議会立ち上げたあとの会議の前までには整理をしておくということになります。

○岡野 塵芥総務課長補佐 少なくとも4月の会議だと、資料の1と資料の2は組織も違っし分科会も違っので、統一しておかないと市町村は2パターンあるように見えると思っので、調整・修正したものを提示しないと、資料としての統一性がなくなってしまうと思っられます。

○澁谷 稲広事務局長 おっしゃるとおりですね。従前の案と修正後の案みたいなものですか。

○岡野 塵芥総務課長補佐 資料3なんですけど、2ページで第7条、協議会に理事5名を置くというのは、会長と副会長以外は理事になるという趣旨でよろしいですか。

○荒井 衛生事務局長 副管理者ですからそうです。

○岡野 塵芥総務課長補佐 4条で、基本的に委員8名で構成されているので、委員のなかから会長・副会長が充てられるので、あえて残りの人は理事という肩書きではなくて委員でいいんじゃないですか。理事を設ける必要性は何でしょうか。

○荒井 衛生事務局長 補職名と同じです。何でもいいんです。要は意思決定機関のメンバーというのが分かればいいんです。

○岡野 塵芥総務課長補佐 それは4条の組織で書いてあるから、7条はあえて理事という肩書き付けなくても、協議会の委員で協議会の議決者と思われるので、理事という文言をここで付けなくてもいいんじゃないか。理事というと一般的にいろんな理事のなかで常務理事とか代表に選出されると思っので、あえて第7条に規定しなくてもいいんじゃないかというのが1点と、あと14条のほうで、3組合で3分の1ずつ分担するとありましたが、概算でもどの位の費用かというのがあるんでしょうか。

○荒井 衛生事務局長 出てない。

○岡野 塵芥総務課長補佐 それぞれの組合でも当初予算には組んでないと思っので、予算の工面をどのようにされるのかなと。

○荒井 衛生事務局長 それもやるしかないんです。

1点目は書き方にもよるんですけど、岡野さん言うとおりに、委員でもいいんです。理事でもいいんです。4条みると委員と入っちゃってるんでね。協議会は、3組合の管理者及び副管理者をもって充てる。管理者をもって組織するでもいいし。協議会の会長・副会

長・理事という名称使ってもいいし。やりようです。決めです。

○岡野 塵芥総務課長補佐 厳密に言うとも3組合の副管理者というとも7名いるわけです。会長・副会長の者は除くみたいなものがないので、理事5名となっておりますけど、3組合の副管理者というとも、管理者がそれぞれ異なるので、7名副管理者がいる状態です。4条からの文面だと、言わんとすることは分かるんですけど、協議会に理事5名を置いて、3組合の副管理者をもって充てるとなると、3組合の副管理者というのは、塵芥でいうと萩原市長、龍ヶ崎市長が塵芥の管理者ですけど、他だと副管理者になってきます。そういう副管理者という捉え方すると、7名いるというのはそういう趣旨、5名ではなく。

○荒井 衛生事務局長 ここに例えば、7条に各号をおいて、衛生組合の副管理者とか、稲広組合の副管理者とか、塵芥組合の副管理者。具体的にもっていくしかないですね。確かにごちゃごちゃになる可能性はある。

○岡野 塵芥総務課長補佐 なので個人的には理事という肩書きが必要なのかなと思います。

○荒井 衛生事務局長 分かりました。ここは修正をします。

5条で稲広組合の管理者、6条で衛生組合と塵芥組合の管理者をもって副会長と書いてあるんでね。誤解されないように修正します。

あと、ないでしょうか。

○小杉 塵芥事務局長 ありません。

○澁谷 稲広事務局長 はい。

○荒井 衛生事務局長 次に、その他の案件に入ります。まず、新組合の議員定数の協議についてです。

2月の衛生組合の全員協議会におきまして、滝沢議長より、新組合の議員定数に関する協議について、まずは3組合の正副議長による協議を行う旨組合議員に諮り、了承をされたところですが、まだ実際の協議はスタートしておりません。

滝沢議長のほうからは、何か材料が無いと協議は難しいとのお話もありましたので、事務局から定数を検討する上での考え方やスケジュールに関する資料などを提示し、説明したいと思います。

その説明なんですけど、明日、滝沢議長さん、こちらに来ていただけるということでございます。それに合わせまして、正副議長さん、正副管理者にも同じような資料を配布して、次回の管理者等会議でご意見をいただきたいと思っております。本来ならば議会のほうでやっていただきたいのですが、管理者のほうからもご意見をいただきたいと思っております。そういった手順を踏んで、議会のほうにもこの資料を検討材料に加えていただき、協議を進めていただきたいと考えております。

では、資料を配付します。

【参考資料 議員定数資料配付】

○荒井 衛生事務局長 では、この資料について説明をお願いします。

○風見 衛生総務課長 それでは、ただいまお配りしました資料について、説明をさせていただきます。これは3組合統合による新組合の議員定数の資料になります。この資料の考え方なんですけど、統合前の3組合に対する構成市町村の分担金の負担割合。それと、3組合への関与の状況。こちらを考慮して各市町村の議員数を検討したものです。

まず一番左になりますけど、構成市町村名がありまして、その横から3組合に対する分担金。令和3年度の分担金ですね。負担額が記載されております。塵芥組合・衛生組合につきましても、そのままトータルの金額を記載。稲広さんにつきましても、事務費・消防・水防と分けて記載しています。そこで、3組合の負担の総合計です。右から4行目の一番下ですね。51億9,513万2,000円。こちらを100%として、各市町村の合計、その上になりますけど、各市町村の合計から割合を出したものが右から3番目の行ですね。3行目の負担割合、パーセントとなっていますけど、その数字になります。

そこで、表の下の説明書きの部分をご覧いただきたいんですけども、①から⑤まで記載がございますが、まず①から④、こちらに記載の条件を見まして、それに当てはまる市町村、こちらを照らし合わせまして人数を考えたものでございます。例えば①ですと、負担割合が10%未満の市町村となっておりますので、上の表で確認いたしますと、利根町・河内町・取手市・美浦村、この4市町村となりまして、こちらは定数2名としております。

ただし、このうち3組合全てに関与している市町村には1人を加える。関与の状況ですね。こちらを考慮して1人加えるとしているので、利根町・河内町には1人プラスの3名としております。同じように②から④についてもパーセントを確認していきまして、人数を当てはめています。

今回の資料に関しましては、最後に⑤の条件があります。こちらはごみ処理の広域化の条件。ごみ処理の広域化の事務が新組合に加わる場合は、こちらでいうと龍ヶ崎市と牛久市と阿見町の2市1町にそれぞれ1人を加えるということにしておりますので、そのような数字を入れていきます。

その結果、議員総数が議員定数案の合計にありますように28名となりまして、それぞれの市町村の内訳は記載の数字になっております。こちらは一つの考え方として作成した資料なので、参考として捉えていただければと思います。資料の説明は以上です。

○荒井 衛生事務局長 この資料はあくまで、衛生組合で検討した案ではありますが、一つの考え方として提示できればと思っております。明日お見えになる滝沢議長にも見せていきたいと思っております。

なお、この資料については、現時点では表に出さない方が良いと思いますので、会議終了後回収させていただきます。よろしくをお願いします。

この資料に関して、何かご意見があればお願いします。

数字を先に出しているのので、これをどう説明するかが、まだないので。合併協なんかの

進め方、議員定数のプロセスをネットで拾っているんですけど、古い情報になっているんで、いい物が出てきてません。逆に、椎名さん辺りに議員定数どうやって決まったか教えて欲しいです。

○小杉 塵芥事務局長 単純な話なんですけど、一番下の⑤のところなんですけど、利根・河内は入らなくてよろしいですか。ごみ処理の広域化。

○荒井 衛生事務局長 利根・河内、組合の構成に入ってますね。

龍ヶ崎がほとんど、お金も受け入れもですからね。ここで利根・河内増やしちゃうと他とのバランスが崩れる。議論のなかには当然出てくると思います。なんで入れないのかって。それは重々承知のうえで。

たまたまこの案でいったんですけど、利根・河内、3・3なんで、龍ヶ崎7人なのでひっくり返ることないですよ。

○澁谷 稲広事務局長 人数は程よいですね。了解してくれば、28 というのは。限界30ですよ。

○荒井 衛生事務局長 今、椎名さんいるので、稲敷さんがなんで3なんだという思いがあるんじゃないかと思いますが、稲敷市さんも将来的には合流ということも考えてますので。

○椎名 衛生土木副参事 稲敷の場合はごみ処理の部分が入ってないのだから、それこそ後から入って行って分担金は変わらないんだろうと、この間言われているわけなので、ごみ処理施設については美浦村・稲敷でしばらくやっていくので、本当は4にしたいところだけれども、ごみ処理入ってないのだから3だよって、これはしょうがないと思いますよ。

美浦さん2人というのはいいと思いますよ。沼崎議長が、定数少なくなってしまって小さい市町村の意見が聞けないって言われてましたけど、美浦村2になっているから、美浦村さんはいいと思いますよ。

○荒井 衛生事務局長 美浦村さんは衛生に2人、稲広に2人で計4人なんですよね。それがトータルでいくと半分になってしまうんで、何か出てくるんじゃないかと思ってたんですけど。

○椎名 衛生土木副参事 ちなみに定数28の根拠は何かあるんですか。

○荒井 衛生事務局長 やっぱ半分程度で考えて、少し余裕をもたせて28にしているんですけど。

○椎名 衛生土木副参事 そこで例えば、どこと比べてこちらが3で1人少ないから、定数29にして稲敷4というのはありなんですかみたいな。

○荒井 衛生事務局長 そこは政治レベルしかないですね。

○椎名 衛生土木副参事 それは合議制で、いいんじゃないかとなれば28だし、稲敷4にして定数29でもいいんじゃないかと構成市町村の人が言えばいいだろうし。

○**澁谷 稲広事務局長** 政治的な話なんで、印象なんですよね。今、椎名さんがおっしゃったとおり、見方で全然違っちゃうんで。おそらく美浦村さんなんかは、複数あればみたいなどころでね。関与率からいって、利根と河内がフルでいって3じゃないですか。美浦だって2人だからという考え方でとるか、3でもいいんじゃないかと思う人もいるだろうし、さっき小杉さんから出たとおり、ごみの話となれば、広域化の話になれば組合でやっているけれども全体の話になって、1人ずつ出してくれよと言う人も出るかもしれないし、利根・河内を含めてね。

だから、ある意味落とし所を出して、財政規模とか負担の規模とか、最後は人口の話とか出てくるよね。

○**荒井 衛生事務局長** そうですよ。人口もどういう見方をしたらいいのかな。

○**澁谷 稲広事務局長** 出さないほうがいいと思いますけど。

これ、いい感じだと自分は思うんですけど。

○**椎名 衛生土木副参事** 私もいいと思いますよ。

○**荒井 衛生事務局長** 参考までに申し上げますと、龍ヶ崎市長さんは負担割合を重視していました。33%だから3分の1ないとおかしくない？。9人はいて当たり前じゃない？という言い方をしていました。

そういう負担割合だけじゃなくて、3組合の関与といったところも考慮して、常任委員会に人を配置していくわけですから。議員さんを。その辺がきちっとはまるようにすしかない。1つだけ偏って集中しちゃうと、そういう配置ができないかもしれない。逆にそれをカバーしようとするとう定数が飛び出ちゃう。

そういうことで、まずは控えめに出していったほうが。控えめといっても28ですから。県内で20オーバーしているところは3つしかないですから。そのうち2つが衛生と稲広ですから。その辺も資料としては出していきたいと思っています。

○**岡野 塵芥総務課長補佐** 確認ですけど、負担割合で見ると、数字上の比較ですけど、稲敷市は14.71%負担していて3人。阿見町はそれより低くて12.25%負担で4人。稲敷市のほうが多く負担しているのに、なんで阿見より少ないかという意見にもなりかねないですよ。

○**荒井 衛生事務局長** その辺も意見としては出てくるんじゃないかと思っています。

○**岡野 塵芥総務課長補佐** ⑤の解釈の意味なんですけど、新組合の事務に龍ヶ崎と牛久と阿見の広域化が加わる場合は、それぞれ1名加えるということは、これは加わってない数字。

○**荒井 衛生事務局長** 加わってます。根拠のところ④とか⑤とかあって、プラス1とか入っていると思うんですけど。

○**岡野 塵芥総務課長補佐** 今のところ牛久と阿見が広域化で一緒にやるとは決まっていなくて、この時点では1引いておいて、一緒にやるとなった時に加えて28にしたほう

が、稲敷と阿見で、なんでうちのほうが少ないんだとかでなく、同じような割合で議員定数も同じですと。さらに牛久・阿見の次に稲敷・美浦も加わる場合には、さらに追加という考え方にしておいたほうが、先行的に加わっている数字なので26。第二段階で28。第三段階で30にするとか、そういう考え方にしておいたほうが数字の逆転とか意見とかはないんじゃないかと思います。

○荒井 衛生事務局長 計画のなかでは大前提になっているところもあるので、入れてあります。

○岡野 塵芥総務課長補佐 計画が動き出した時と広域化が進んだ時では、牛久では難しいという意見も出ているので、先行で牛久・阿見を入れるのではなく、今の現状ベースでの人数にしておいて、やるが増えた時に関係する市町村に追加してもらおう考え方にしたほうが良いと思います。

○荒井 衛生事務局長 龍ヶ崎も1引くので6になるんですね。

○岡野 塵芥総務課長補佐 負担割合を書いているので、議員定数の割合で比べると、あまりにも数字の差が出てくるところをどのように調整するのか。今の7人だと28人で25%。33%よりも下回っているんで、そういった考え方の整理も必要かと思います。

○荒井 衛生事務局長 どういうふうに出しても意見は出てくると思うので。

○澁谷 稲広事務局長 今の話を引き出すために、これで出すという手もあるし。

○荒井 衛生事務局長 減る分にはいいんですよ。

○岡野 塵芥総務課長補佐 将来的には30になるというのを念頭において、増えるのだから第一段階ではこの位というような考え方をもっていったほうが良いと思うんですけど。

○荒井 衛生事務局長 そこは前向きに考慮します。いま岡野さんが言ったような考え方で、まずは小さめに出しておいて、先々のことを考えて⑤の分を省いておくというのも1つの手です。それでいきますか。

○澁谷 稲広事務局長 これはお任せします。すごくいいと思います。⑤を控えておいたほうが話は進むかもしれませんね。おっしゃるとおりです。

○古手 塵芥事務局次長 1つよろしいですか。塵芥処理組合で構成市町が龍ヶ崎・利根・河内、1市2町になっているんですけど、実際には旧工場のほうで牛久市さんに負担していただいている分が、額は少ないんですけど、これを見ると入れておいたほうがいいのかというの。それを入れるとプラス1になってしまったりというのが。

これを見せて牛久は負担無いんだなとなると、旧工場の分で負担あるよねという意見をいただいたときに、説明が難しくなると思うんですよ。

○荒井 衛生事務局長 牛久市長さんには、これもう渡しちゃった。眺めたら置いちゃったけど。

○古手 塵芥事務局次長 回答は考えておいたほうが良いかもしれませんね。

○小杉 塵芥事務局長 200 万位だっけ。

○古手 塵芥事務局長次長 300 万位ですね。

○荒井 衛生事務局長 300 入れると 17.9 だけど 20 越しちゃう。

○古手 塵芥事務局長次長 今、旧工場の負担に関して牛久市さんから調査依頼がきていまして、それに対して塵芥で回答する準備をしているんですね。旧工場の管理が、閉鎖工事が終わった 16 年から 50 年という管理期間を設けていて、その管理期間が長いんじゃないかと指摘がありまして、管理期間についても精査しているんですけど、50 年というのは管理しなければいけないという回答を考えているんですけど、そうすると、あと数年。それで 50 年経っても、その先、50 年を境にまた検討するというのも考えられますので、そうすると 0 と言ってしまうと誤解が生じてしまう。

○荒井 衛生事務局長 これも首長さん方に渡せば、事務屋にも下りていくと思うのでね。そのなかで、そういった意見が出れば検討しましょう。

○古手 塵芥事務局長次長 考慮も必要だということを事前に把握しておいていただければ。

○荒井 衛生事務局長 とりあえず文字には出しておかなくていいよね。

○澁谷 稲広事務局長 いいんじゃないですか。表題のところで、令和 3 年度の分担金割合で試算となっているので。

○荒井 衛生事務局長 この参考資料につきましては、⑤は除いて、明日、滝沢議長さんにお渡ししたいと思います。

次に、3 組合統合・複合化に向けた今後の検討事項です。この件に関して説明をお願いします。

○風見 衛生総務課長 それでは、資料 4 をお願いします。

この資料は、昨年 12 月 22 日の幹部会議の中で、塵芥組合さんのほうから今後の検討事項ということで提示していただいたものであります。

今回あらためて提示させていただいたのは、先程からありますように来年度の協議体制ということで分科会の設置を検討していることでもありますので、その分科会の中で協議していく内容、また、3 組合の中で協議できる内容がでてくると思います。

この資料では、項目を分けて大きな課題から細かい課題まで記載をしていただいていますので、まず 3 組合それぞれで、こちらの検討項目について考え方を整理していただき、次回以降の幹部会議等で持ち寄って確認しながら協議したいと考えております。

ざっくりと説明しましたが、各組合でどのような形で持ち寄るかについては、担当者間で一度打合せをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○荒井 衛生事務局長 ただいま説明がありましたが、これから分科会において協議していく事項に加え、さらに細かな決め事も出てきます。細かな決め事については 3 組合での協議で決められるところでもありますので、この資料の各項目に対する各組合の考えを持

ち寄って協議できればと考えております。3組合で同じ考えであれば、そのまま採用できますし、異なる部分については、さらに協議をしていければと思いますので、よろしくお願いたします。この件に関してはよろしいですか。

最後になりますが、次回以降の会議日程についてです。

まず、次回の幹部会議ですが、4月の3週目ぐらいに行いたいと思います。

次に、3組合経営検討委員会を5月6日の管理者等会議の前に開催したいと思いますので、幹部会議の次の週、4月の4週目ぐらいに開催できればと思います。

日程調整については衛生組合の方から連絡いたしますので、それぞれの組合において日程の確認をしておいてください。

その他、何かございますか。

○小杉 塵芥事務局長 ありません。

○澁谷 稲広事務局長 ありません。

○荒井 衛生事務局長 それでは以上で、稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午後3時22分